

市民参加の実施状況（市民参加条例第4条第1項にかかる事項）

市民参加の手法	平成28年度		平成29年度		平成30年度		備考
	実施回数	参加人数(件数)	実施回数	参加人数(件数)	実施回数	参加人数(件数)	
アンケート	6	9,438	8	7,972	10	11,761	参加人数はアンケート回答数
市民説明会			2	114			
パブリックコメント	8	31(142)	11	28(99)	21	86(166)	()は意見の数
附属機関等	46(17)	21	56(16)	33	65(20)	42	()は附属機関等の数 参加人数公募委員数
ワークショップ	4(1)	136	14(3)	218	3(1)	111	()はワークショップ数 参加人数は延数
その他	意見募集		1	24(81)			()は意見の数
	シンポジウム	1	80				
	検討委員会				1(4)	2	()は検討委員会の数
	協議会				1(2)	0	()は協議会の数

※市民参加条例第4条第1項

市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、市民参加を求め
るものとする。

- (1) 市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (3) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃